

長野県環境影響評価技術委員会の意見

(上田地域広域連合資源循環型施設整備事業に係る環境影響評価準備書)

[事業計画]

- 1 地下構造物の撤去の有無を事業計画において明確に示した上で、予測評価の前提条件と事業計画との関係性を環境影響評価書(以下「評価書」という。)に分かりやすく記載すること。
- 2 ごみピットの掘削による環境影響が回避又は最大限低減されるよう、地下構造物との位置関係を含めて、ごみピットの配置等に配慮すること。

[騒音]

- 3 工事関係車両及び廃棄物搬出入車両の走行に伴う道路交通騒音の予測値は、いずれも環境基準に近い値であることから、その状況を工事関係者等に共有するとともに、適切に環境保全措置を講じること。

[水質、水象]

- 4 地下構造物の撤去やごみピットの掘削に係る工事期間、揚水量、影響範囲、水位低下の程度等を定量的に示した上で、周辺井戸への影響を予測評価し、その結果を評価書に記載すること。
- 5 地下構造物を撤去する場合は、止水対策の実施や段階的な撤去等、揚水量を最小限にし、水象への影響を回避又は最大限低減できる工法を検討すること。
- 6 計画施設周辺の地下水の流向を踏まえた上で、ごみピットと千曲川との間に水象の事後調査地点を追加すること。また、ごみピットからの汚水の漏洩による地下水や千曲川への影響の有無を把握するため、水象の事後調査地点において pH 及び電気伝導度も測定すること。

[地盤沈下]

- 7 ごみピットより深い位置に存在する洪積粘土層は薄い層であるが、今後の施設設計に当たっては、土砂等の埋め立てによる荷重、地下水位の変動による応力等を事前に解析し、地盤沈下への影響を最大限低減するよう配慮すること。

[土壌汚染]

- 8 対象事業実施区域内には、過去の地歴調査で人為由来の重金属等の土壌汚染が確認されているため、土壌汚染の経緯を評価書に記載すること。また、対象事業の実施により二次汚染ならびに汚染の拡散が生じないように、今後実施する土壌汚染状況調査の結果を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を検討すること。

[景観]

- 9 古舟橋からは計画施設の視認性が高いため、工場棟の南側にもニレ科植物等の中高木類を植樹し、景観に与える影響の低減に努めること。

[触れ合い活動の場]

- 10 千曲川右岸堤防道路のジョギング等の利用者の意見に十分配慮し、利用環境が大きく変化しないごみ搬入の運用方法等を検討すること。